

第2章 事業所税の内容

1. 課税客体

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。

(法701の32①)

(1) 事業所等とは

自己の所有に属するものであるか否かに関わらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所・店舗・工場などのほか、これらに付属する倉庫・材料置場・作業場・ガレージなども事業所等の範囲に含まれます。

また、無人倉庫など人的設備を欠く施設も、これらを管理する事業所等が市域の内外を問わず存する限り、事業所等に該当します。

一つの事業所等とは一区画を占めて経済活動を行うものをいい、同一の敷地にあれば、経営主体が同一である限り一区画とみなし、1単位の事業所となります。

なお、事業に関連する施設のうち、次に掲げるものは事業所等に該当しません。

- ① 社宅・社員寮など・・・これらの施設は人の居住の用に供するものであるため、事業所等とは扱いません。
- ② 設置期間が2～3カ月程度の現場事務所・仮小屋など・・・これらの場所で行われる事業に継続性がないため、事業所等とは扱いません。
- ③ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの・・・②と同じく事業に継続性が認められないため、事業所等とは扱いません。

(2) 事業とは

物の生産・流通・販売・サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も含まれます。

また、事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば、外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

(3) 事業所用家屋とは

家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。したがって、人の居住の用に供する部分は課税対象外となります。(法701の31①(6))

問1. 建物が未登記の場合の取扱い

未登記の建物は課税対象となりますか。

答 事業所税の課税対象となるかどうかは、不動産登記法上の家屋に該当するかどうかにより判定されます。したがって、登記されているものはもちろん、未登記の建物であっても不動産登記法上の家屋として登記の対象となりうるものである限り、事業所税の課税対象となります。

2. 納税義務者

納税義務者は、仙台市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。(法701の32①)

納税義務者は申告納付の方法により、自らその納付すべき事業所税の課税標準額及び税額を算出し、申告書を提出するとともに、その税額を納付する義務があります。

(法701の46、法701の47)

(1) 貸ビル等の場合

貸ビルの場合、その事業所用家屋の所有者ではなく、現実にそこで事業を行っている者(テナント)が納税義務者になります。(取通9章3(4)ア)

したがって、貸ビル等の貸主は当該貸付部分については納税義務者になりませんが、事業所用家屋の貸付等申告書の提出が必要です。(法701の52②)

(2) 清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められるため、その限りにおいて納税義務者となります。(取通9章3(4)ア)

(3) 人格のない社団等

人格のない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあるものは法人とみなし、納税義務者となります。(法701の32③)

(4) 共同事業の場合

2以上の者が共同して事業を行う場合は、連帯して納税義務を負います。
(共同申告の必要はありません。)

(5) 実質課税の原則

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っているとは認められる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。(法701の33)

問2. 貸ビルに空室がある場合の取扱い

貸ビルに空室がある場合、その空室となっている部分は課税の対象となりますか。

答 貸ビルに空室がある場合、その部分は事業所税の課税対象となりません。また、貸ビルの共用部分を按分する場合には、現に借りられている貸ビルの専用部分に空室部分を加えたものを按分の基礎にします。すなわち貸ビルの中の専用部分と空室部分の合計面積で共用部分を按分するものです。

問 3. 委託事業の場合の納税義務者

A社は業務の一部をB社に委託しており、委託料をB社に支払っています。
B社は、B社の工場及び従業員を使用し受託した事業を行っています。この場合の委託事業に係る納税義務者はA社・B社のいずれになりますか。

答 委託事業の実施がB社の工場及び従業員により行われている場合は、B社が納税義務者となります。

なお、A社の事業所等の一部でB社の従業員がこの委託事業を行う場合は、事業所等の一部について賃貸借契約等により占有して使用できる状態で独立したB社の事業所等と認められるものを除き、当該委託者であるA社が納税義務者となります。

問 4. ビルメンテナンス会社の使用部分の取扱い

ビルの管理業務の一部の委託を受けたビルメンテナンス会社を使用する次の部分は、ビルメンテナンス会社の事業所部分に該当しますか。

なお、当該部分の使用に関して特に賃貸借契約等は締結されておらず、ビルメンテナンス会社が無償で使用しています。

- (1) 清掃作業人の詰所
- (2) 清掃用具の保管室
- (3) ガードマンの詰所・宿直室
- (4) 守衛室
- (5) 空調機械等の操作・監視作業人の詰所・事務所

答 設問(1)～(5)に掲げる詰所等の部分は、ビルメンテナンス会社の事業所部分ではなく、当該ビルにおいて事業を行う者の事業所になります。

問5. 倉庫に係る納税義務者

次の場合は、だれが納税義務者になりますか。

- (1) 1棟の倉庫を一定期間倉庫業者から賃借し占有する場合
- (2) 1棟の倉庫のうち、特定の数室又は1室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し占有する場合
- (3) 製品1個又は1ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

答 (1)及び(2)は、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又はその部分を使用している者が納税義務者となります。

(3)は、倉庫業者が納税義務者になります。

問6. 貸ビル等内の駐車場の取扱い

貸ビル等内の駐車場についてはだれの事業所床面積となりますか。

答 (1) 月極貸し、年貸し等の駐車場である場合

月極駐車場のよう特定の者が専用借りする場合は、当該専用借りする者の事業所床面積として算定します。この場合、駐車場の通路にあたる部分の面積は、当該専用借りする者の間で、それぞれが専用している駐車場の面積に応じて按分します。

(2) 時間貸し等の駐車場である場合

ア 店舗等に付設された顧客用の駐車場の床面積については、当該店舗等の経営者の事業所床面積として算定します。

イ 駐車場法に規定する路外駐車場に該当する場合は、当該路外駐車場の経営者の事業所床面積として算定します。また、路外駐車場は非課税の対象となる場合がありますので、詳しくはP. 37を参照してください。

(3) 各テナントの自由駐車が認められている駐車場である場合

各テナントの専用部分の面積に応じて按分します。